

千葉県遊泳用プール行政指導指針

第1 目的

この行政指導指針（以下「本指針」という。）は、プール設置運営者（遊泳用プールを設置し、若しくは運営しようとする者又は現に設置し、若しくは運営している者をいう。以下同じ。）に対し県が行政指導を行おうとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき、遊泳用プールの安全上及び衛生上適切な維持管理を行うための構造設備に係る基準その他必要な事項を定めることにより、遊泳用プールを利用する者（以下「プール利用者」という。）の安全の確保及び公衆衛生の増進を図ることを目的とする。

第2 定義及び適用

- 1 本指針において「遊泳用プール」とは、次の各号のいずれにも該当する施設をいう。
 - (1) 水をためて多数人に遊泳をさせる施設であること。
 - (2) その容量が100立方メートル以上であること（県が特にプール利用者の安全の確保及び公衆衛生の増進を図る必要があると認めた100立方メートル未満の施設を含む。）。
 - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校以外に設置される施設であること。
- 2 本指針は、遊泳用プール（保健所を設置する市の区域内を除く。）について、適用する。

第3 運用上の留意点

- 1 本指針は、プール設置運営者に対して県が行政指導を行おうとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定めたものであるため、プール設置運営者が本指針に基づく行政指導に従わない旨の意思を明らかにした場合は、強制してはならない。
- 2 県は、遊泳用プールに起因する疾病、設備の破損等により危害が発生したとき、又はそのおそれがあるときその他緊急な対応を要すると認めるときは、その状況に応じた対応をするようプール設置運営者に強く要請するものとする。

第4 設置手続

- 1 プール設置運営者は、次に掲げる事項を記載したプール設置運営計画書（別記第1号様式）を当該遊泳用プールの所在地を管轄する保健所長に提出すること。
 - (1) プール設置運営者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 管理責任者の所属及び氏名
 - (3) 衛生管理者の所属及び氏名
 - (4) 遊泳用プールの名称及び種別
 - (5) 遊泳用プールの所在地
 - (6) 遊泳用プールの構造設備の概要並びに施設平面図及び給排水系統図
- 2 プール設置運営者は、前項の計画事項に変更があったときは、速やかにその旨を記載したプール設置運営変更書（別記第2号様式）を当該保健所長に提出すること。
- 3 プール設置運営者は、当該遊泳用プールの使用を休止し、又は廃止したときは、速やかにその旨を記載したプール設置運営中止書（別記第3号様式）を当該保健所長に提出すること。

第5 管理責任者と衛生管理者

- 1 プール設置運営者は、遊泳用プールの安全かつ衛生的な維持管理及び運営を確保するために管理責任者を設置すること。
- 2 プール設置運営者は、遊泳用プールにおける安全かつ衛生的な維持管理の実務を行わせるために衛生管理者を設置すること。

この場合において、衛生管理者には、遊泳用プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を有する者を充てること。
- 3 管理責任者及び衛生管理者は同一の者が兼ねることができる。

第6 施設基準

- 1 遊泳用プールの構造設備

- (1) 遊泳用プール本体
 - ① 不浸透性材料を用いること。
 - ② 給排水及び清掃が容易にでき、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。
 - ③ プール利用者の見やすい場所に水深を明示すること。
- (2) プールサイド及び通路
 - ① 遊泳用プール本体の面積に対し、利用に十分な広さを有すること。
 - ② 不浸透性材料を用いること。
 - ③ 滑りにくい構造とし、排水溝又は排水口に向かって適当な勾配とすること。
- (3) 給水設備

給水設備（水飲み場、洗浄設備等を含む。）の配管は、プール水が逆流し、混入するおそれがないようにすること。
- (4) 排（環）水口
 - ① 排水口端と排水桝との間には、十分な排水口空間を設け逆流を防止すること。
 - ② 排（環）水口には、吸い込み事故を未然に防止するため、蓋等を取り付け、ネジ、ボルト等で容易に脱着できないよう固定させるとともに、接触によるけがを防止できる形状とすること。
 - ③ 配管の取り付け口には、吸い込み防止金具により二重構造とすることその他の吸い込み防止のための安全対策を施すこと。
- (5) 浄化設備
 - ① 循環ろ過方式とすること。
 - ② 遊泳用プールの全容量に対し、1時間当たり6分の1以上（夜間に浄化設備を停止する遊泳用プールにあつては、1時間当たり4分の1以上）の処理能力を有し、プール利用者数が最大時においても浄化の目的が達せられるよう十分な能力を有すること。
 - ③ 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が0.1度以下（0.1度以下を確保することが困難である場合は、0.5度を超えない範囲内で可能な限り小さな値）であること。
 - ④ 循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。
- (6) 消毒設備
 - ① プール水は、塩素を含む消毒剤による消毒（これと同等の消毒効果があると認められるものを含む。）を行うこと。

この場合において、消毒方法は、消毒剤の連続注入によるものとし、プール水中の残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は、二酸化塩素濃度）が、均一となるよう注入口数及び位置を定め、有効な消毒効果が得られるように措置すること。
 - ② オゾン発生装置を併設する場合には、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式とすること。
- (7) オーバーフロー水再利用設備
 - ① オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水、床洗浄水その他の汚水が混入しない構造とすること。
 - ② 唾液やたんを処理するためのオーバーフロー溝を設ける場合であつて、そのオーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。
- 2 附帯設備
 - (1) 洗浄設備
 - ① シャワーその他の洗浄設備を設けること。
 - ② 洗浄設備は、更衣室及び便所から遊泳用プールに至る途中に設置し、通過式洗浄設備とすること。
 - ③ シャワー水その他の洗浄水は、プール水として再利用しないこと。
 - (2) 更衣室
 - ① 男女別に設け、双方及び外部から見通すことができない構造とすること。
 - ② プール利用者の数に応じた適当な広さと衣類等を衛生的に保管できる設備を有すること。
 - (3) 便所
 - ① プール利用者の数に応じた必要な数の便器及び手洗器を設け、水洗式の構造とすること。
 - ② 床は不浸透性の材料を用い、水が滞留しない構造とすること。
 - (4) 洗面設備、洗眼設備及び水飲み場

プール利用者の数に応じて適当な数の水栓を設けること。

(5) くずかご

プールサイド、更衣室、休憩室、観覧席等に適当な数を備えること。

(6) 照明設備

屋内に設置する遊泳用プール及び屋外に設置し、夜間に使用する遊泳用プールには、遊泳用プール及びプールサイドの照度が100ルクス以上になるよう照明設備を設けること。ただし、他の方法により遊泳用プール及びプールサイドの安全措置が講じられている場合は、この限りではない。

(7) 換気設備

屋内に設置する遊泳用プールは、適当な換気設備を有すること。

(8) 救護設備等

救急措置に必要な器材、医薬品等を備えること。

(9) 機械室

機械室（浄化設備、消毒設備等を有する部屋をいう。）は、管理しやすい場所に設置し、従事者以外の者がみだりに立ち入ることができないような構造とすること。

3 その他の設備

(1) 休憩所

プール利用者用の休憩所は、プールサイドとは区画すること。

(2) 採暖室及び採暖槽

採暖室及び採暖槽を設ける場合には、安全上及び衛生上適切な管理及び使用ができる構造設備とすること。

第7 管理基準

1 プール設備、附帯設備その他の設備

遊泳用プール使用期間中は、次に掲げる事項について維持管理すること。

(1) プール設備

① 排（環）水口、浄化設備及び消毒設備は、定期的に保守点検を実施すること。

② 遊泳用プール内の藻の発生を防止し、発生を確認した場合には速やかに除去すること。

③ ウォータースライドその他の維持管理の基準が法令で規定されている施設設備にあっては、当該法令に基づき維持保全を実施すること。

(2) 換気設備

室内に設置する遊泳用プールにおける空気中の炭酸ガス濃度は、0.1パーセントを超えないように保持すること。

(3) その他の設備

① 更衣室、休憩所等は、そ族昆虫の防除を行い、常に衛生の確保をすること。

② 水着、タオル等を利用者へ供与する施設にあっては、常に清潔で消毒及び乾燥処理を行ったものを供与すること。

③ 気泡浴槽、採暖槽その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備については、レジオネラ属菌の検査を冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかの方法により年1回以上行うこと。

2 プール水の管理

(1) 浮遊物・沈殿物等を除去することにより、プール水を水質基準に定める水質に保つこと。

(2) 浄化設備及び消毒設備は、点検その他の必要な場合を除き、常時運転し、ろ材の逆洗及び塩素剤の注入等を適切に行うこと。

(3) 循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行い、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。

(4) プール水は、プール利用者の健康を損なわないよう温度管理をすること。

(5) 入換え式の遊泳用プールは、利用状況及びプール水の量に応じ適時換水するとともに清掃を実施すること。

3 塩素剤その他の薬品の管理

プール水の消毒に使用する塩素剤その他の薬品は、その使用量、使用方法及び保管方法を適正に行うこと。

4 供給水（プール原水を除く。）の管理

洗面設備、洗眼設備、上がり用シャワーその他の洗浄設備に供給する水は、人の飲用に適する水であること。

第8 プール水の水質基準

- 1 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。
- 2 濁度は、2度以下であること。
- 3 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/L以下であること。
- 4 消毒について
 - (1) 遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上1.0mg/L以下であること。
 - (2) 二酸化塩素による消毒を行う場合は、プール水の二酸化塩素濃度は、0.1mg/L以上0.4mg/L以下であること。
 - (3) プール水の亜塩素酸濃度は、1.2mg/L以下であること。
- 5 大腸菌は、検出されないこと。
- 6 一般細菌は、200CFU/mL以下であること。
- 7 総トリハロメタンは、暫定目標値として0.2mg/L以下とすること。

注)

- (1) プール水の原水として海水、温泉水等を使用するときは、本基準の一部を適用除外として差し支えないこと。
- (2) 水素イオン濃度(pH値)、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項の規定による水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める検査方法若しくは上水試験方法(日本水道協会編)又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- (3) 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、ジエチル-p-フェニレンジアミン法又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。

第9 水質検査

1 採水地点

- (1) 長方形の遊泳用プールでは、遊泳用プールの内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20センチメートル及び循環ろ過装置の取り入れ口付近を採水地点とすること。
ただし、水質に差異がないと保健所長が認める場合にあっては、採水地点を減らすことができる。
- (2) その他の形状の遊泳用プールでは、これに準じ、遊泳用プールの形状に応じ、適切な地点を選び行うこと。

2 検査項目及び回数

(1) 日常検査

項 目	回 数
色及び濁り	1時間に1回以上
水温	
残留塩素、二酸化塩素、亜塩素酸	使用開始前及び1時間に1回以上
水素イオン濃度(pH値)	1日に1回以上

(2) 定期検査

項 目	回 数
水素イオン濃度(pH値)	使用開始前及び1月に1回以上
濁度	
過マンガン酸カリウム消費量	
大腸菌、一般細菌	

(3) 総トリハロメタン

1年に1回以上、水温が高めの時期(通年営業又は夏期営業の遊泳用プールにあっては6月から9月までの時期)に測定をすること。

第10 プール利用者の管理

- 1 プール利用者への心得(別添例示)を見やすい場所に掲示すること等により周知を図ること。
- 2 プール設置運営者又は管理責任者は、適宜休憩時間を設けること。
- 3 プール設置運営者又は管理責任者は、遊泳用プールに起因する疾病又は設備の破損その他の事由による危害の発生のおそれがあるときは、直ちに遊泳を禁止するとともに関係者

への周知その他の適切な措置を講ずること。

第 11 従業者の教育

- 1 プール設置運営者、管理責任者又は衛生管理者は、遊泳用プールの安全管理及び衛生的管理に関することについて、従事者教育を徹底すること。
- 2 事故防止対策並びに事故発生その他の緊急時の措置及び救護について訓練を実施すること。

第 12 通報及び保健所長の要請

- 1 プール設置運営者は、遊泳用プールに起因する疾病又は設備の破損その他の事由による危害が発生したときは、直ちにその旨を当該保健所長に通報すること。
- 2 保健所長は、プール利用者の安全及び公衆衛生上必要と認めるときは、プール設置運営者に対し、施設の状況についての説明するよう要請する。

第 13 管理体制の整備

プール設置運営者又は管理責任者は、次の事項を整備すること。

- 1 管理を行うために必要な構造図、配管系統図面その他の主要な図面及び検査機器を整備保存すること。
- 2 遊泳用プール施設の点検、修繕、清掃、遊泳者数、水質検査結果、疾病発生状況等を記録する日誌を備え、3年間保存すること。
- 3 遊泳用プール施設の点検及び修繕その他の管理を他人に委託して行った場合には、その記録を3年間保存すること。
- 4 その他適正な管理運営を図るために必要な事項

第 14 施設調査

- 1 保健所長は、プール利用者の安全及び公衆衛生に関する助言を行うため、プール設置運営者の同意を得て、遊泳用プールの施設調査を行う。
- 2 前項の調査を行う職員は、環境衛生監視員の身分を有するものとする。

第 15 措置勧告

保健所長は、プール設置運営者が本指針による行政指導に従わないときは、当該プール設置運営者に対し、期間を定めて、プール利用者の安全の確保及び公衆衛生の増進のため必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

第 16 その他

- 1 保健所長は、第2に掲げる遊泳用プール以外のプールについても、本指針に準じた設置及び管理をすることの重要性について、周知を行うものとする。
- 2 プール設置運営者は、遊泳用プールの安全に関し、法令及び本指針に特段の定めのない事項については、「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定）に基づき実施すること。
- 3 法令に定めのない特殊な設備を有する遊泳用プールのプール設置運営者にあつては、プール利用者の安全を確保するための点検その他の適切な維持管理を行うこと。
- 4 保健所長は、プール設置運営者以外の者からプールの構造設備、維持管理等について協力要請があつた場合は、必要な助言をするものとする。

第 17 委 任

本指針の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

- 1 本指針は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 千葉県遊泳用プール指導要綱（昭和58年4月1日施行）は廃止する。
- 3 千葉県遊泳用プール指導要綱（昭和58年4月1日施行）に基づき届出を行った遊泳用プールについては、本行政指導指針に基づく計画書の提出があつたものと見なす。

附 則

- 1 本指針は、令和3年10月1日から施行する。

別 記
(第 1 号様式)

プール設置運営計画書

年 月 日

保健所長 様

住所
プール設置運営者
氏名

〔 法人にあつては，名称，主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名 〕

遊泳用プールの設置・運営を別紙のとおり計画しているので，千葉県遊泳用
プール行政指導指針第 4 第 1 項の規定により計画書を提出します。

(注) 別紙は、プール水面ごとに添付すること。

別 記
(第2号様式)

プール設置運営変更書

年 月 日

保健所長 様

住所
プール設置運営者
氏名

(法人にあっては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名)

遊泳用プールの設置・運営に係る計画事項を下記のとおり変更したので、千葉県
遊泳用プール行政指導指針第4第2項の規定により変更書を提出します。

記

- 1 プールの名称
- 2 プールの所在地
- 3 種 別
- 4 変 更 事 項
(旧)

(新)

- 5 変 更 年 月 日 年 月 日

(注) 構造設備の変更の場合は、その構造図等を添付すること。

別 記
(第3号様式)

プール設置運営中止書

年 月 日

保健所長 様

住所
プール設置運営者
氏名

(法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名)

遊泳用プールの設置・運営を下記のとおり中止したので、千葉県遊泳用プール
行政指導指針第4第3項の規定により中止書を提出します。

記

- 1 プールの名称
- 2 プールの所在地
- 3 種 別
- 4 プール中止の理由 廃止 休止 その他()
- 5 プール中止の年月日
 - (1) 廃止年月日
年 月 日
 - (2) 休止年月日
年 月 日～ 年 月 日
 - (3) その他
年 月 日

計画書提出年月日 年 月 日		プー ル 台 帳				No.		
プー ル の 名 称		プー ル の 所 在 地		TEL				
設置運営者の氏名		設置運営者の住所		TEL				
管理責任者の所属・氏名		TEL						
衛生管理者の所属・氏名		TEL						
使用開始年月日		年 月 日		定 員		名		
開 設 期 間		開 場 時 間		時 分～ 時 分				
種 別 形 態		営業用・事業用・学校用・その他（ 競泳用（ m）、起流、造波、潜水、ウォータースライド、その他（ 屋 内 屋 外						
構 造 設 備 の 概 要								
プ ー ル 設 備	床 の 構 造	本 体（コンクリート・タイル・ プールサイド（コンクリート・タイル・ 容 積 及 び 面 積						
		（たて）（よこ）最深 最浅 m× m m m m ³ m ²						
	使 用 水		水道水・井戸水（深・浅）・海水・温泉水 温水・温度調節（有・無）					
	浄 化 方 法		専用	共用	循環ろ過方式 型式 能力 濁度検査用（測定装置： 製造会社名 m ³ /H ろ材 ，採水栓）			
	消 毒 設 備		専用	共用	製造会社名 型式 附属設備 消毒薬 タンク容量			
	排(環)水口		箇所数 二重構造 箇所 適 否					
	附 帯 設 備	洗 浄 設 備	専用	共用	(通過の順に記載) シャワー → → → カ所 個 カ所 個 上り用シャワー			
洗 面 設 備		専用	共用	有	無	カ所 水栓 個、湯栓 個、洗眼 個		
水 飲 み 場		専用	共用	有	無	カ所 水道水 井戸水 給水栓 個		

附 帯 設 備	便　所	男	専用	共用	有	無	大　　　　　個．　小　　　　　個．　手洗器　　　　　個				
		女	専用	共用	有	無	個　　　　　　　　　手洗器　　　　　　　　　個				
	更衣室	男	専用	共用	有	無	ロッカー　　　　　　　　　　　　　　　個				
		女	専用	共用	有	無	ロッカー　　　　　　　　　　　　　　　個				
	照明設備		有　　　　　　　　　　　　　　　無				救護設備		有　　　　　　　　　　　　　　　無		
	換気設備		空気調和設備．機械換気．自然換気								
その他	休憩所等										
特　記　事　項											
変更・中止年月日			変更又は中止の概要								
施設配置図											
										案内図	

指導事項

年 月 日

別添例示

プール利用者心得（例示）

- 1 かぜ，眼疾，その他感染性の病気にかかっている人や，下痢等の症状のある人は泳いではいけません。
- 2 飲酒者や付添人のない老人，幼児，衰弱者等は泳いではいけません。
- 3 泳ぐ前に放尿し，鼻をかみ，体の各部をよく洗い，化粧等は落としましょう。
- 4 水着等は，よく洗った清潔なものを用いましょう。
- 5 プール内やプールサイドでは手鼻をかんたり，つばを吐いたり，放尿してはいけません。
- 6 プールサイドでは，はき物を使用したり，飲食してはいけません。
- 7 他の利用者に迷惑をかけるようなことをしたり，他人の迷惑になる物品や動物を持ち込んだりしてはいけません，
- 8 水を飲むときは，必ずうがいをしてから飲みましょう。
- 9 泳ぎ終わったら必ずうがいをし，シャワーで体の各部をよく洗いましょう。
- 10 洗眼は、角膜を傷つけることがあるので注意して行ってください。